

シェアリングエコノミーにおけるサービスの特性について < 未定稿 >

シェアリングエコノミーとは、欧米を中心に拡がりつつある概念で、ソーシャルメディアの発達により可能になった、住宅、モノ、サービス等の交換・共有により成り立つ経済のしくみのこと。

「民泊サービス」のほか、自動車（ライドシェア等）、駐車場、労働力（家事、保育、ウェブ制作等）、資金（クラウドファンディング）など、様々な分野でシェアリングのサービスが行われている。

シェアリングエコノミーにおけるサービスについては、規制改革の観点からは、以下のような特性がみられると考えられる。

サービスの提供者

- ・ 事業者による恒常的なサービス提供ではなく、多くの場合、不特定多数の一般の個人が、その時々の方の自らの意向により、サービスを提供する。
従来のような事前の業規制という形での規制は困難。
- ・ サービスの提供者に、通常、相手方からの申込みに応じる義務はない。インターネット上の申込者に係る評価を見て応じるかどうか判断することも可能。
(注：ホテル宿泊、タクシー乗車については、一定の場合を除き、応じる義務がある。)
既存事業者との競争条件が課題となり得る一方で、事業の形態はかなり異なる。

サービスの利用者

- ・ サービスの利用者は、事前の厳格な業規制がないサービスの場合、インターネット上の評価等を参考に、自らの判断と責任で、サービスの提供者を選択する。
トラブルが起きた場合の処理については、これまでの事前の業規制下でのルールとは異なる対応が求められる。

サービスの仲介者

- ・ サービスの提供者と利用者の間をインターネットの活用により繋ぐサービスを仲介者（プラットフォーム）が提供する。
サービスの適切な利用を確保する観点から、仲介者（プラットフォーム）に関する規制の在り方（業規制、保険加入など）が課題となり得る。